明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令の一部改正）

第六条　証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第三十一条」を「第三十二条」に改める。

（金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部改正）

第七条　金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一項第二十一号及び第二項中「第二条第二項第四十五号」を「第二条第二項第四十六号」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第二号を削り、同項第三号中「所属外国銀行」を「中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号に規定する外国銀行（以下「所属外国銀行」という。）」に、「存在を証明する」を「所在地を記載した」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「資格を証明する」を「氏名又は名称を記載した」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「の委託契約書の案」を「（法第三条第一項第二号に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）の委託契約の内容を記載した書面」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とする。

第一条の三の見出し中「委託契約書の案」を「委託契約の内容を記載した書面」に改め、同条中「前条第一項第六号」を「前条第一項第五号」に、「委託契約書の案」を「委託契約の内容を記載した書面」に改める。

第一条の四第一項中「第一条の二第一項第七号」を「第一条の二第一項第六号」に改める。

第三条第一項中「第四条の五第三項」を「第四条の六第三項」に改める。

第四条第一項中「及び第八項」及び「主として」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「及び第六項」を削り、同条第五項第十八号中「法第四条の二第一項又は第四条の四第一項に規定する子会社対象会社」を「信用協同組合にあっては法第四条の二第一項に規定する子会社対象会社、信用協同組合連合会にあっては法第四条の四第一項」に改め、同条第十二項第二号を次のように改める。

二　前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

第四条第十二項第三号中「（第六項第三号、第七項第三号及び第八項第三号に掲げる業務を除く。）」を「のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの」に改める。

第六条第一項中「同法」を「法」に、「認可対象会社をいう」を「認可対象会社をいい、同条第一項第七号の三に掲げる会社（以下「業務高度化等会社」という。）を除く」に改め、同項第二号イ中「剰余金計算書」を「剰余金処分計算書」に改め、同項第五号中「第四条の五第一項」を「第四条の六第一項」に改め、同条第二項第四号中「当該申請時」を「当該申請の時」に改め、同条第四項中「認可」の下に「（信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった業務高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。）」を加え、同条第五項中「含む。）」の下に「及び前項」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（業務高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第六条の二　信用協同組合連合会は、当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書

二　当該信用協同組合連合会に関する次に掲げる書面

イ　最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ　当該認可後における収支の見込みを記載した書面

三　当該信用協同組合連合会及びその子会社等に関する次に掲げる書面

イ　当該信用協同組合連合会及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ　当該認可後における当該信用協同組合連合会及びその子会社等（子会社等となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

四　当該認可に係る業務高度化等会社に関する次に掲げる書面

イ　名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ　業務の内容及び当該業務を遂行する体制を記載した書面

ハ　最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書面

ニ　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

五　当該認可に係る当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、当該信用協同組合連合会又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一　当該申請をした信用協同組合連合会（以下この項において「申請信用協同組合連合会」という。）の会員勘定の額が当該申請に係る業務高度化等会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二　当該申請に係る業務高度化等会社に対する出資が全額毀損した場合であっても、申請信用協同組合連合会及びその子会社等（当該認可により子会社等となる会社を除く。）の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。

三　申請信用協同組合連合会の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。

四　当該申請の時において申請信用協同組合連合会及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請信用協同組合連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得又は保有した後も良好に推移することが見込まれること。

五　当該認可に係る業務高度化等会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

六　申請信用協同組合連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、申請信用協同組合連合会の行う中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号若しくは第二号に掲げる業務を行う事業の高度化又は申請信用協同組合連合会の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

七　申請信用協同組合連合会の業務の状況に照らし、申請信用協同組合連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有した後も、申請信用協同組合連合会の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。